

## 令和4年度若者出会い創出業務 企画提案仕様書

### 1 業務名

令和4年度若者出会い創出業務

### 2 業務期間

契約締結日から2023年3月31日まで

### 3 業務目的

札幌市では、札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019において、誰もが活躍できる社会の実現を目指して、子育て支援環境の充実やワーク・ライフ・バランスの取組の促進などを通じ、様々な人が描く理想のライフプランの実現を支援しており、結婚を希望する若者のライフプランに対しても、出会いの場を創出することで支援してきたところである。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、外出や複数人での飲食の制限が行われたことに伴い、友人・同僚等での飲食機会が減少したことで、出会いの機会が減少していると推測している。

内閣府が令和3年4月～5月に実施した調査（新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査）においても、感染拡大前との比較で、回答者の30.4%が新たな出会いが減少したと回答している。

出会いの機会の減少が、全国的な婚姻届出数の減少要因の一つと考えており、札幌市においても、婚姻届出数は令和2年、令和3年ともに1万件を割り込んでいる。

こうした状況から、結婚を希望する若者への効果的な結婚支援事業の検討を進めるために、若者における結婚相手との「出会い」に対する意識調査として、若者が抱く①札幌市が「出会い」を支援する意義、②道内市町村への地域的な広がりへの期待感、③マッチングシステムへのニーズを把握すること、及び結婚を希望する若者のライフプランを実現するための出会いの機会を設けることを目的とする。

### 4 業務内容

#### (1) 若者の意識調査の実施

若者における結婚相手との「出会い」に対する意識を調査する。また、出会いのためのイベントに対するニーズを調査する。

○意識調査の対象者は、18歳～39歳のさっぽろ連携中枢都市圏（札幌市と近隣11市町村（小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町）によって形成）在住の未婚者とし、対象者をランダムに抽出することができること。

○意識調査のサンプル数を400とすることで、意識調査の許容誤差を5%、信頼度を95%とすること。

- 意識調査における回答者の在住市町村・年代等については、偏りがないように工夫し、サンプルの割付けは委託者と協議すること。
- 不正モニターの排除が適切に行われていること。なお、不正モニターとは、「不正回答が複数回にわたって見受けられるモニター」、「重複・なりすましと判断されるモニター」、「その他の理由でリサーチモニターとして不適切だと判断されるモニター」をいう。
- 意識調査の実施、及びその結果報告は、令和4年11月中旬までにすること。
- ウェブ回答フォームを開設すること。
- スマートフォンからでも操作及び回答しやすく、かつ集計に支障がないものとする。
- 設問に応じて分岐させるなど、回答者が回答しやすいものとする。
- ウェブ回答フォームを作成する場合のシステムは、回答者が入力する情報などすべての通信をSSL暗号化で保護するとともに、ファイヤーウォール、IDSを導入しているなど、ネットワークの保護がなされたものを使用すること。また、データベースシステムは日次のバックアップを保持するなど、障害が起きた際に復旧できるようにデータ保護がなされたシステムを使用すること。
- セキュリティ対策の責任者にはセキュリティ対策を十分に管理できる者を配置すること。
- 受託者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- 本業務の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、セキュリティ対策が確認できる資料を提出し、委託者の承認を受けること。また、受託者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- 意識調査の結果は、設問ごとの単純集計の他、委託者の指示に基づき、必要なクロス集計を行うこと。
- 集計結果をまとめ、表及び各種グラフを作成すること。
- 意識調査の結果は、下記の形式で納品すること。

名称	納品形式	備考
設問データ	Word形式	左記Word、ExcelデータはCD-ROMまたはDVD-ROMでの受け渡しとする。
結果の一次データ	Excel形式	
単純集計表	Excel形式	
クロス集計表	Excel形式	

- 意識調査の設問は、若者が抱く①札幌市が「出会い」を支援する意義、②道内市町村への地域的な広がりへの期待感、③マッチングシステムへのニーズが把握できるように工夫すること。

(設問例)

共通	将来的な結婚希望の有無、過去の交際歴
イベントに向けたニーズ把握	参加したいイベント、イベントに対して出費できる金額の上限
出会いに対する意識調査	婚活支援について自治体に期待すること、道内市町村(連携中枢都市圏除く)に在住の異性との出会い希望、AIを活用したマッチングアプリ※への期待感、出会いに出費できる金額(年間)

※価値観判定を用いた結婚(交際)相手候補の紹介や、交際から成婚に向けた相手とのやり取りをアシストしてくれるものなど。

- 意識調査の具体的な設問の文言や設問数等は、委託者と協議すること。

## (2) イベントの実施

結婚を希望する若者たちが理想の相手と出会えるよう、出会いのためのイベントを企画・実施する。

- 参加者の募集・受付、プログラムの選定・企画、必要な人材・会場・物品等の確保等、イベントの企画・実施に係る一切の業務を行うこと。
- イベントの開催に当たっては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、必要な感染拡大防止策を講じること。
- 業務の内容に、イベント参加者のカップルの成立を確認する行為は含まない。
- イベントの主たる参加者は、20代~30代のさっぽろ連携中枢都市圏在住の未婚者とし、定員以上の参加希望者がいる場合は、厳正な抽選を行うこと。
- イベントの開催は、令和5年2月上旬までに行うこと。
- イベントの回数は対面形式で2回行い、1回あたりの参加人数は50人(男女各25人)以上とすること。
- イベントは、異なる曜日や時間帯で開催することとし、より多くの参加者を募れるように工夫すること。
- イベントの内容は、どのような参加者でも楽しめるような、最低2つ以上のジャンルを盛り込むこと。

(例)・簡単な性格診断を行い、自分と相性が合う異性の姿をイメージしてもらう。

・共同で取り組み、会話が弾むようなジャンルの作業をしてもらう。

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、やむを得ず対面形式のイベントを開催しない場合に備えて、オンライン形式のイベントも提案すること。
- イベントを対面形式からオンライン形式へ変更する場合は、委託者と事前に協議すること。

- 参加者が理想の相手と出会えなかった場合でも、イベントへの参加によって一定の満足感を得られるよう工夫すること。
- 飲食代等の個人で消費するものに関する費用が必要な場合は、参加者から徴収する参加費を充てること。その場合、アンケート結果を参考として参加費を設定し、男女同額とすること。ただし、参加者が予定人数に満たないことによる減収について、市は責任を負わないものとする。
- イベントの内容に応じて、参加者に必要と思われる保険を手配すること。
- 事業の参考とするため、参加者に対してイベントに係るアンケート調査を実施し、結果をまとめ、開催概要等とともに委託者に提出すること。
- イベントに係るアンケート調査の内容は、参加者におけるイベント参加前後の結婚・交際に対する意識の変化や、今後の札幌市が行う結婚支援イベントへのニーズが確認できる設問を設けること。  
(例)・イベントを通して結婚・交際に前向きになれたか
  - ・イベントをきっかけに結婚・交際に向けて連絡を取り続けたい人はいたか
  - ・来年以降も札幌市として結婚支援イベントを開催してほしいか
  - ・札幌市が開催してほしい結婚支援イベントの内容はどんなものか
- イベントに係るアンケートの具体的な設問の文言や設問数等は、委託者と協議すること。

### (3) 報告書の作成

- 意識調査の結果及びイベントに係るアンケート結果をまとめた報告書を作成すること（報告書の内容については別途協議）。
- 報告書の内容は、意識調査の結果及びイベントに係るアンケート結果を総合的に分析し、今後の結婚支援事業の展開に資すると考えられる提案をすること。

名称	納品形式	備考
報告書	印刷物 10部 (A4判、白黒※、簡易製本) ※視認性に配慮のこと	
報告書 (電子データ)	Word 及び PDF データで納品 集計表及び図表については、Excel データで納品	左記 Word、Excel、PDF データは CD-ROM または DVD-ROM での受け渡しとする。
報告書概要	印刷物 10部 (白黒※) ※視認性に配慮のこと	
報告書概要 (電子データ)	Word 及び PDF データで納品 集計表及び図表については、Excel データで納品	左記 Word、Excel、PDF データは CD-ROM または DVD-ROM での受け渡しとする。

## 5 秘密の保持

本業務の遂行に当たり知り得た個人情報を含む全ての情報については、本業務の履行に限って使用することとし、本契約の履行期間及び履行後において、第三者に漏らしてはならない。また、秘密保持及びデータの取扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。

## 6 その他

- (1) 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。
- (2) 本業務履行に当たり、この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者に協議の上決定する。
- (3) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。業務処理責任者は、本業務を行う上で必要な能力と経験を有する者とし、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (4) 本業務履行に当たり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (5) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料などは、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについてはこの限りではない。

- (6) この業務の遂行に当たり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (7) 委託業務の成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また、成果物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (8) 委託業務の成果物に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (9) 成果物に使用された写真、イラスト、その他の資料等については、本事業に関連する目的で委託者が行う広報活動に必要な範囲内で、二次使用（印刷物の制作等）できるものとする。
- (10) 委託業務の遂行に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用および責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (11) 受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報を取り扱う際の基本的事項」に基づき、適切な措置を講じること。
- (12) 本業務の履行に当たり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

#### （個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

#### （秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

#### （再委託等の禁止）

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

#### （複写、複製の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報をも目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報を取り扱う際の基本的事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報を取り扱う際の基本的事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。